

別表第二十 証明規則第2条第1項第6号から第6号の3までに掲げる無線設備の試験方法

第一 設備規則第49条の9においてその無線設備の条件が定められている構内無線局に使用するための無線設備であって952MHzを超え954MHz以下の周波数の電波を使用するもの

一 一般事項

1 試験場所の環境

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

室内の温湿度は、JIS Z 8703による常温及び常湿の範囲内とする。

(2) その他の場合

(1)に加えて周波数の偏差について二の項及び三の項の測定を行う。

2 電源電圧

(1) 技術基準適合証明における特性試験の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧とする。

(2) その他の場合

外部電源から試験機器への入力電圧は、定格電圧及び定格電圧±10%とする。ただし、次の場合を除く。

ア 外部電源から試験機器への入力電圧が±10%変動したときにおける試験機器の無線部（電源を除く。）の回路への入力電圧の変動が±1%以下であることが確認できた場合は、定格電圧のみで測定する。

イ 電源電圧の変動幅が±10%以内の特定の変動幅内でしか試験機器が動作しない設計となっており、その旨及び当該特定の変動幅の上限値と下限値が工事設計書に記載されている場合は、定格電圧及び当該特定の変動幅の上限値及び下限値で測定する。

3 試験周波数と試験項目

試験機器が発射可能な周波数のうち、上限、中間及び下限の3波の周波数（試験機器の発射可能な周波数が3波以下の場合は、すべての周波数）で測定する。

4 予熱時間

工事設計書に予熱時間が必要である旨が記載されている場合は、予熱時間経過後、測定する。

5 測定器の精度と較正等

(1) 測定器は、較正されたものを使用する。

(2) 測定用スペクトル分析器は、デジタルストレージ型とする。

6 試験場所の条件等（送信空中線絶対利得の測定時のみ）

(1) 試験場所

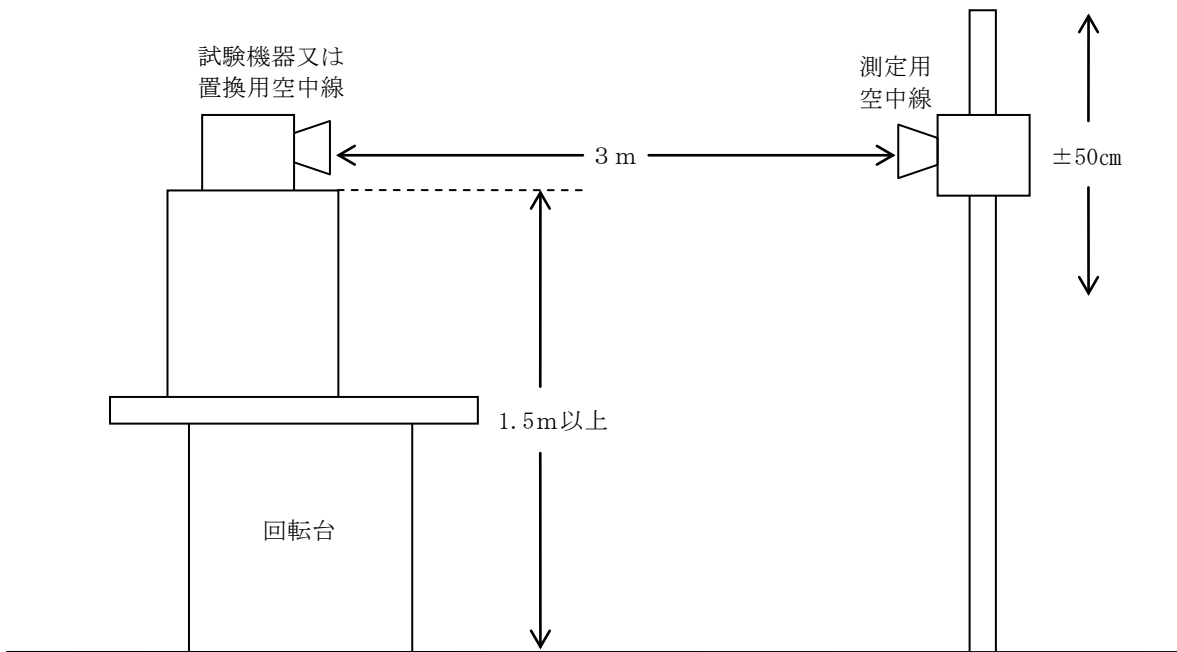
床面を含む6面反射波を抑圧した電波暗室とする。

(2) 試験場所の条件

試験場所の電界強度の変化の範囲は、IEC60489-1改正第二版のA.2.3 Low reflection test sites (LRTS, reduced ground reflection)の評価方法（測定場所の電界定在波を測定する方法）に基づく測定の結果、最大で±1 dB以内とし、±0.5 dB以内を目標とする。

(3) 測定施設

測定施設は、次の図に準ずるものとする。



ア 試験機器及び置換用空中線は、回転台上であって地上高 1.5m（底部）以上の設定できる最も高い位置に設置する。回転台の材質並びに試験機器及び置換用空中線の設置条件は、昭和63年郵政省告示第127号（著しく微弱な電波を発射する無線局の電界強度の測定方法を定める件）に準じ、試験機器及び置換用空中線の取付けの際に、電波伝搬に影響のないように試験機器の空中線及び置換用空中線の放射角の内側に回転台が入らないようにする。

イ 測定用空中線の地上高は、対向する試験機器及び置換用空中線の地上高の $\pm 50\text{cm}$ の間の高さで変化させる。

ウ 試験機器の空中線と測定用空中線の距離は、3mとする。ただし、試験機器の電力並びに試験機器の空中線及び測定用空中線の実効開口面積等によって測定距離を考慮すること。

7 空中線給電点と測定点等

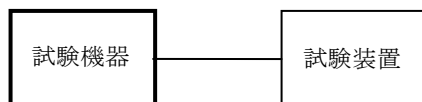
- (1) 非線形歪みが発生する空中線切替装置を用いる場合は、空中線切替装置の出力側（空中線側）を空中線給電点とする。
- (2) 電波発射状態で空中線を切り替える無線設備の場合は、切替えを行っている状態で四の項及び五の項の測定を行う。

8 その他

試験機器の擬似負荷の特性インピーダンスは、 50Ω とする。

二 振動試験

1 測定系統図



2 試験機器の状態

- (1) 振動試験機で加振中は、試験機器を非動作状態とする。
- (2) 振動試験機で加振終了後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

- (1) 試験機器を通常の使用状態と等しくするために、取付治具等により、振動試験機の振動板に固定する。

(2) 振動試験機により試験機器に振動を加える。この場合において、試験機器に加える振動の振幅、振動数及び方向は次の条件に従い、振動条件の設定順序は任意とする。

ア 全振幅 3 mm、毎分300回以下の振動試験機の設定可能な最低振動数（以下「最低振動数」という。）から毎分500回までの振動を上下、左右及び前後にそれぞれ15分間加える。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して最低振動数、毎分500回、最低振動数の順序で振動数を連続的に変えるものとする。

イ 全振幅 1 mm、振動数毎分500回から1,800回までの振動を上下、左右及び前後にそれぞれ15分間加える。振動数の掃引周期は10分とし、振動数を掃引して毎分500回、毎分1,800回、毎分500回の順序で振動数を連続的に変えるものとする。

(3) (2)の振動を加えた後、一の項2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

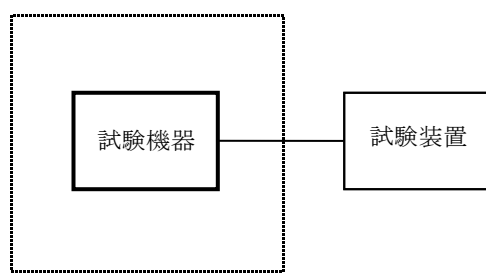
(4) 四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

4 その他の条件

移動せず、かつ、振動しない物体に固定して使用される試験機器であって、その旨が工事設計書に記載されている場合は、振動試験を省略する。

三 温湿度試験

1 測定系統図



温湿度試験槽 (恒温槽)

2 試験機器の状態

(1) 一の項1の温湿度状態に設定して、試験機器を温湿度試験槽内に設置しているときは、試験機器を非動作状態とする。

(2) 3(1)イ、(2)イ及び(3)イの放置時間経過後、試験機器の動作確認を行う場合は、試験機器を試験周波数に設定して通常の使用状態で送信する。

3 測定操作手順

(1) 低温試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内を低温（0℃、-10℃又は-20℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最低の温度）かつ常湿に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

(2) 高温試験

ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内を高温（40℃、50℃又は60℃のうち試験機器の仕様の範囲内で最高の温度）かつ常湿に設定する。

イ この状態で1時間放置する。

ウ イの時間経過後、温湿度試験槽内で一の項2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。

エ 四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

(3) 湿度試験

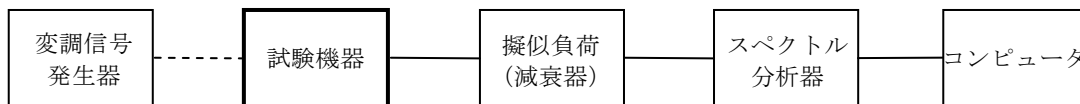
- ア 試験機器を非動作状態として温湿度試験槽内に設置し、温湿度試験槽内の温度を 35°C かつ相対湿度を95%（試験機器の仕様の最高湿度が相対湿度95%未満である場合は、その最高湿度）に設定する。
- イ この状態で4時間放置する。
- ウ イの時間経過後、温湿度試験槽の設定を常温常湿の状態に戻し、結露していないことを確認した後、一の項2の電源電圧を加えて試験機器を動作させる。
- エ 四の項に準じ、試験装置を用いて試験機器の周波数を測定し、許容偏差内にあることを確認する。

4 その他の条件

- (1) 常温及び常湿の範囲内の環境下でのみ使用される旨が工事設計書に記されている場合は、温湿度試験を行わない。ただし、試験機器の使用する温度及び湿度の範囲が常温又は常湿の範囲を外れる場合は、外れる場合の試験条件のみ試験を行う。
- (2) 試験機器の使用する温湿度の範囲について、温度又は湿度のいずれか一方が常温常湿の範囲より狭く、かつ、もう一方が常温常湿の範囲より広い場合は、狭い方の条件を保った状態で、広い方の条件の試験を行う。
- (3) 常温又は常湿の範囲を超える場合であっても、3の範囲に該当しないものは、温湿度試験を省略することができる。

四 周波数の偏差及び占有周波数帯幅

1 測定系統図



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の2倍から3.5倍程度まで
分解能帯域幅	設備規則の規定値の1%程度
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
入力レベル	搬送波がスペクトル分析器雑音より十分高いこと
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数に設定して連続送信状態（バースト波にあつては継続的バースト送信状態）にする。
- (2) 変調は、占有周波数帯幅が最大となる信号によって行う。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器で掃引し、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。
- (2) 全データについて、dB値を電力次元の真数に換算する。
- (3) 全データの電力総和を求め、「全電力」として記憶させる。
- (4) 最低周波数の電力に順次高い周波数の電力を加算し、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「下限周波数」として記憶させる。
- (5) 最高周波数の電力に順次低い周波数の電力を加算し、この値が「全電力」の0.5%となる限界データ点を求める。その限界点を周波数に変換して「上限周波数」として記憶させる。

5 試験結果の記載方法

- (1) 周波数の偏差（指定周波数帯）

ア 「上限周波数」及び「下限周波数」をMHz単位で記載する。

イ アの「上限周波数」及び「下限周波数」が指定周波数帯内であることを確認し、「良」又は「否」で記載する。

(2) 占有周波数帯幅

「上限周波数」と「下限周波数」の差として求め、MHz 単位で記載する。

6 その他の条件

(1) 占有周波数帯幅が最大となる信号は、標準符号化試験信号（ITU-T 勧告 O.150 による 9 段 P N 符号又は 15 段 P N 符号）による変調とする。ただし、この設定ができないときは、通常の使用状態における占有周波数帯幅が最大となる信号を用いることができる。

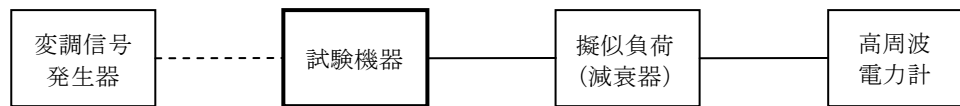
(2) バースト波の場合はバースト時間を最小に設定し、バースト波の過渡応答時間を可変するものは最小時間に設定する等占有周波数帯幅が最大となる状態にする。

五 スプリアス発射又は不要発射の強度

別表第一の測定方法による。

六 空中線電力の偏差

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) 高周波電力計として、空中線電力を平均電力で表示することとされている電波の測定をする場合は平均高周波電力計、尖頭電力で表示することとされている電波の測定をする場合は尖頭高周波電力計を用いる。

(2) 平均高周波電力計は、熱電対、サーミスタ等による熱電変換型又はこれと同等の性能を有するものとする。

(3) 尖頭高周波電力計は、電力の尖頭値を測定できるものであること。尖頭電力の測定においては、スペクトル分析器を使用することができる。

(4) 尖頭電力の測定においてスペクトル分析器を使用する場合の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	占有周波数帯幅測定時の電力最大になる周波数
掃引周波数幅	設備規則の規定値の 2 倍から 3.5 倍程度まで
分解能帯域幅	1 MHz（占有周波数帯幅の実測値が 1 MHz を超える場合は、占有周波数帯幅の実測値以上）
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍以上
Y 軸スケール	10dB/Div
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク
表示モード	マックスホールド

3 試験機器の状態

(1) 試験周波数に設定して、連続送信モードの試験機器の場合は連続送信状態とし、バースト送信モードの試験機器の場合は連続的バースト送信状態とする。

(2) 変調は通常の変調状態の連続送信状態とし、変調度は通常の使用状態と同等とする。ただし、平均電力を測定する場合において、無変調搬送波を送出する機能を有する場合は、無変調とすることができる。

(3) 尖頭電力を測定する場合において、変調信号によって尖頭電力が変動するときの変調信号は、当該尖頭電力が最大の値になるものとする。

4 測定操作手順

(1) 高周波電力計の零点調整を行う。

(2) 試験機器を送信状態にする。

(3) 平均電力を測定する場合は、平均高周波電力計の値を測定値とする。ただし、バースト波の場合は、バースト時間率を一定にして送信し、繰り返しバースト波電力 (P_B) を十分長い時間にわたり高周波電力計で測定する。

1 バースト区間の平均電力 P を次式により算出する。

$$P = P_B \times (T/B)$$

T : バースト繰り返し周期

B : バースト長

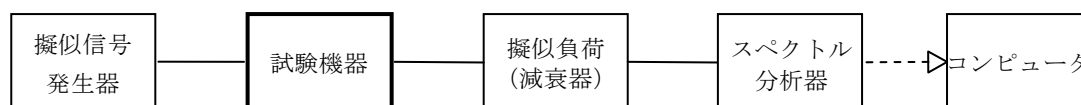
(4) 尖頭電力を測定する場合は、尖頭高周波電力計の値を測定値とする。

5 試験結果の記載方法

空中線電力の絶対値を W 単位で、工事設計書に記載された空中線電力に対する偏差を $+$ 又は $-$ の符号を付けて $\%$ 単位で記載する。

七 隣接チャネル漏えい電力

1 測定系統図



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	測定操作手順に示す周波数
掃引周波数幅	測定操作手順に示す周波数幅
分解能帯域幅	1 kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の 3 倍程度
Y 軸スケール	10dB/Div
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 試験機器の状態

試験周波数及び占有周波数帯幅の測定と同じ変調条件に設定して送信する。

4 測定操作手順

(1) 2において、中心周波数を搬送波周波数、掃引周波数範囲を $n \times 200\text{kHz}$ とする。この場合において、 n は、一の無線チャネルとして同時に使用する単位チャネルの数とする。

(2) 掃引終了後、全データ点の値をコンピュータの配列変数に取り込む。

(3) 全データについて、dB 値を電力次元の真数に換算する。

(4) 全データの電力総和を求め、搬送波電力 (P_C) を記憶させる。

(5) 上側隣接チャネル漏えい電力 (P_U) の測定

ア (搬送波周波数 $+100\text{kHz} \times (n + 1)$) を中心に、単位無線チャネル幅 (200kHz) を掃引周波数幅とし、その周波数幅内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ データ点ごとに電力真数に換算し、このデータの値の総和を求め、これを P_U とする。

(6) 下側隣接チャネル漏えい電力 (P_L)

ア (搬送波周波数 $-100\text{kHz} \times (n + 1)$) を中心に、単位無線チャネル幅 (200kHz) を掃引周波数幅とし、その周波数幅内に含まれる各データをコンピュータの配列変数に取り込む。

イ データ点ごとに電力真数に換算し、このデータの値の総和を求め、これを P_L とする。

(7) 各々の変調方式ごとにそれぞれ(1)から(6)までの測定手順を繰り返し測定する。

5 試験結果の記載方法

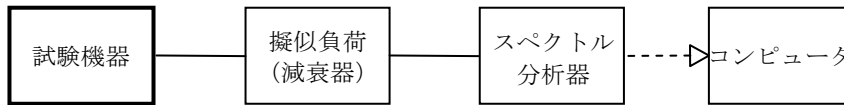
結果は、上側隣接チャネル漏えい電力比を $10\log(P_U/P_C)$ 、下側隣接チャネル漏えい電力比を $10\log(P_L/P_C)$ として求め、dB 単位で記載する。

6 その他

4 の搬送波周波数は、無線チャネルの中心周波数とする。

八 副次的に発する電波等の限度

1 測定系統図



2 測定器の条件等

- (1) 副次的に発する電波（以下この表において「副次発射」という。）の探索時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

掃引周波数幅	できる限り低い周波数から搬送波周波数の5倍以上まで
分解能帯域幅	1,000MHz未満の場合は100kHz、1,000MHz以上の場合は1MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
掃引モード	単掃引
検波モード	ポジティブピーク

- (2) 副次発射の振幅測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	探索された副次発射周波数
掃引周波数	0Hz
分解能帯域幅	

探索された副次発射周波数	分解能帯域幅
30MHz以上715MHz未満	100kHz
715MHz以上945MHz以下	1MHz
945MHz以上1,000MHz未満	100kHz
1,000MHz以上5GHz未満	1MHz

ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
Y軸スケール	10dB/Div
掃引モード	単掃引
検波モード	サンプル

3 試験機器の状態

- (1) 一の項3のチャンネルに設定する。
 (2) 送信を停止し、受信のみの状態とする。ただし、送受信とも共通の空中線を使用する設備であって、当該状態に設定できないものは、送信時間及び送信休止時間を一定の値に固定して測定することができる。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器で掃引して副次発射の振幅の最大値を探索する。
 (2) 探索した結果が設備規則の規定値以下の場合は、探索値を測定値とする。
 (3) 探索した結果が設備規則の規定値を超える場合は、スペクトル分析器の中心周波数の設定精度を高めるため、周波数掃引幅を狭くして、副次発射の周波数を求める。次に、スペクトル分析器の設定を2(2)とし、平均化処理を行って平均電力を測定する。

5 試験結果の記載方法

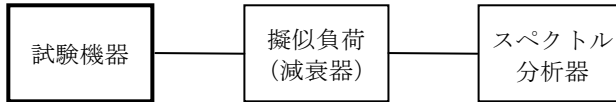
結果は、設備規則の規定帯域ごとに副次発射の最大値の1波をdBm/100kHz単位又はdBm/MHz単位で、周波数とともに記載する。

6 その他の条件

- (1) スペクトル分析器の感度が足りない場合は、ローノイズアンプ等を使用する。
 (2) 送受信とも共通の空中線を使用する設備で、送信を停止した状態で受信のみ動作する状態にならない設備の場合は、スペクトル分析器の外部トリガ信号を使用し、送信時間を除く時間を測定する。

九 送信時間制限装置

1 測定系統図



2 測定器の条件等

スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数 試験周波数

掃引周波数幅 0 Hz

分解能帯域幅 1 MHz (占有周波数帯幅の実測値が 1 MHz を超える場合は、占有周波数帯幅の実測値以上とする。)

ビデオ帯域幅 分解能帯域幅と同程度

検波モード ポジティブピーク

3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数で、受信状態から電波を送信することができる状態にする。
- (2) 送信時間を最長となる状態とし、送信休止時間を最短となる状態に設定する。

4 測定操作手順

- (1) スペクトル分析器の設定を 2 の状態に、かつ、トリガ条件を立ち上がりトリガに設定し、試験機器を送信状態にする。
- (2) 規定時間内に電波の送信が停止し、かつ、送信休止時間が規定時間以上であることを確認する。
- (3) 送信休止時間の測定においてスペクトル分析器の時間分解能が不足する場合は、掃引時間を短くし、トリガ条件を立ち下がりトリガに設定して、試験機器の電波発射の停止後の時間が規定時間以上であることを確認する。

5 試験結果の記載方法

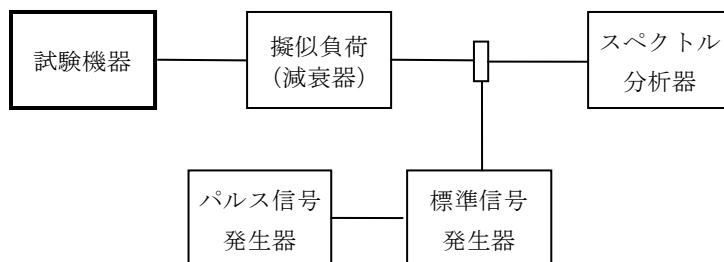
4 (2)及び(3)を確認することができた場合は「良」、それ以外の場合は「否」と記載する。

6 その他

3 (2)において送信時間を最長又は送信休止時間を最短となる状態に設定することができない場合であって複数の送信時間又は複数の送信休止時間を有するものは、10 回以上の繰り返し試験を行い、送信時間が最長となる値又は送信休止時間が最短となる値を測定値とする。

十 キャリアセンス

1 測定系統図



2 測定器の条件等

(1) キャリアセンスの基本動作

ア 標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

信号周波数 試験機器の送信周波数帯の中心周波数

変調 無変調

出力レベル キャリアセンス動作を確認するために十分な値

イ スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験周波数
掃引周波数幅	2 MHz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
検波モード	ポジティブピーク

(2) キャリアセンスの判定時間

ア 標準信号発生器の設定は、次のとおりとする。

信号周波数	試験機器の送信周波数帯の中心周波数
変調	無変調
出力レベル	キャリアセンス動作を確認するために十分な値

イ パルス信号発生器の設定は、次のとおりとする。(注)

送信可能状態の設定

標準信号発生器出力を100ms オフとし4s 以上オンとする信号

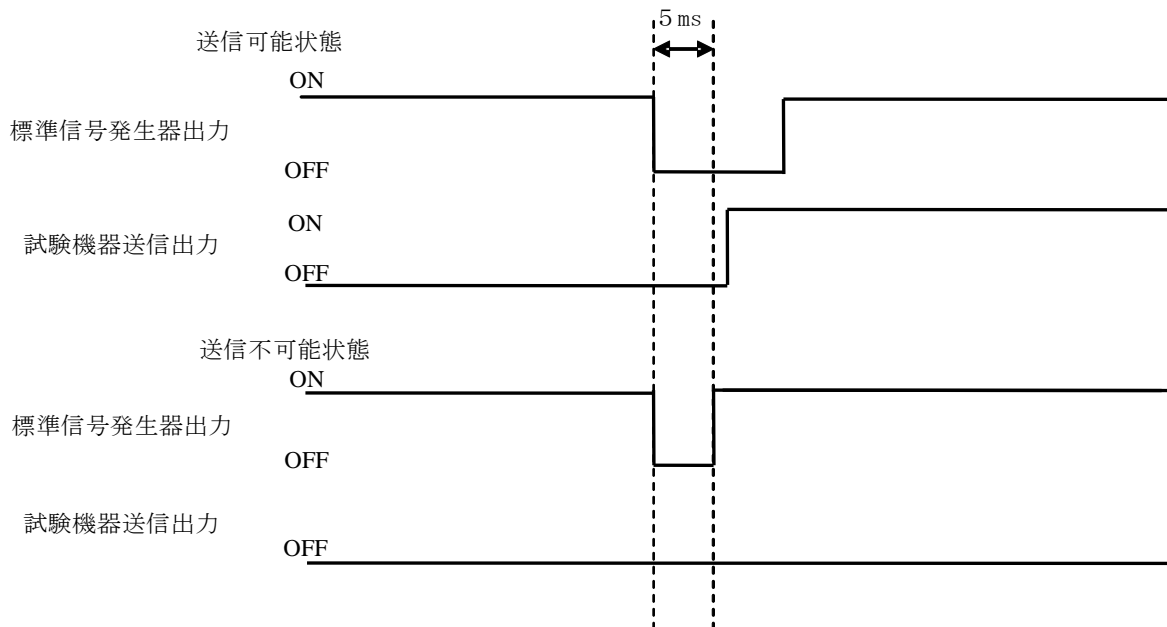
送信不可能状態の設定

標準信号発生器出力を5ms オフとし4s 以上をオンとする信号

ウ スペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	試験機器の受信周波数帯の中心周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	100kHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅の3倍程度
Y軸スケール	10dB/Div
検波モード	ポジティブピーク

注 標準信号発生器の出力と試験機器送信出力の時間関係は、次の図のとおり。



3 試験機器の状態

- (1) 試験周波数で、最初に受信状態に設定する。
- (2) 測定操作手順に示す状態に設定する。
- (3) 送信周波数を、試験周波数のみに固定できる場合は固定する。

4 測定操作手順

- (1) キャリアセンスの基本動作

ア 標準信号発生器の出力レベルを試験機器の空中線接続部分で設備規則の規定のレベルに設定する。

イ 標準信号発生器の出力をオフの状態、試験機器を送信動作にし、スペクトル分析器で電波を発射することを確認する。

ウ 試験機器を受信状態とする。

エ 標準信号発生器の出力をオンの状態で、試験機器を送信状態にし、スペクトル分析器で電波を発射しないことを確認する。

(2) キャリアセンスの受信帯域幅

試験機器が、複数の単位無線チャネルを用いるものにあつては、2(1)アの標準信号発生器の周波数を、最も低い周波数の単位無線チャネル及び最も高い周波数の単位無線チャネルに設定し、(1)アからエまでの手順を繰り返す。

(3) キャリアセンスの判定時間

ア 標準信号発生器を2(2)アの設定とする。

イ スペクトル分析器を2(2)ウの設定とする。

ウ パルス信号発生器を送信可能状態に設定し、試験機器が電波を発射することを確認する。

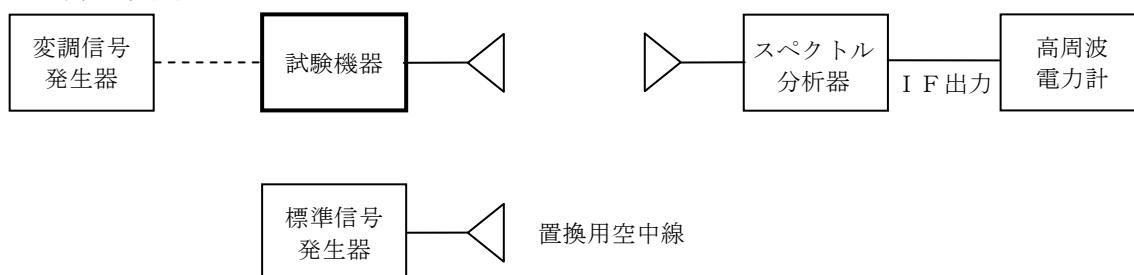
エ パルス信号発生器を送信不可能状態に設定し、試験機器が電波を発射しないことを確認する。

5 試験結果の記載

「良」又は「否」で記載する。

十一 送信空中線絶対利得

1 測定系統図



2 測定器の条件等

探索された受信電力の最大値を与える周波数で等価等方輻射電力測定時のスペクトル分析器の設定は、次のとおりとする。

中心周波数	最大電力を与える周波数
掃引周波数幅	0 Hz
分解能帯域幅	3 MHz
ビデオ帯域幅	分解能帯域幅と同程度
掃引モード	連続掃引
検波モード	ポジティブピーク

3 試験機器の状態

試験周波数に設定し、連続送信状態又は継続的（一定周期かつ一定バースト長）バースト送信状態とする。

4 測定操作手順

(1) 試験機器及び測定用空中線の高さと方向を対向させる。

(2) スペクトル分析器で、試験機器から送信した電波を受信する。

(3) 試験機器を回転させて受信電力最大方向に調整する。

(4) 掃引を繰り返し、電力が最大になる周波数をマーカで測定する。この場合において、スペクトル分析器の周波数の測定精度を高めるため、周波数掃引幅を順次狭くして電力が最大となる周波数を求める。

(5) 測定用空中線の地上高を試験機器の空中線を中心として±50cm程度の間変化させ、また、測

定用空中線の向きを調整し、電力が最大となる位置でスペクトル分析器の I F 出力に接続された高周波電力計の指示値を「E」とする。

- (6) 試験機器を台上から外し、置換用空中線の指向性最大利得方向を試験機器の指向性最大利得方向と同一位置に設定して、置換用空中線から同一周波数の電波を送信し、測定用空中線で受信する。
- (7) 置換用空中線を電力最大方向に調整する。スペクトル分析器の設定を 2 とする。
- (8) 測定用空中線の地上高は置換用空中線を中心として±50cm程度の間変化させ、また、測定用空中線の向きを調整して、受信電力が最大となる位置にする。
- (9) 標準信号発生器の出力を調整して「E」と等しい値となる電力 P_S を記録する、又は「E」に近い値 (± 1 dB 以内) として「E」との差から逆算して P_S を記録する。
- (10) 等価等方輻射電力を、次式により求める。

$$\text{等価等方輻射電力} = G_S - L_F + P_S$$

G_S : 置換用空中線の絶対利得 (dBi)

L_F : 標準信号発生器と置換用空中線間の給電線の損失 (dB)

P_S : 標準信号発生器の出力 (dBm)

- (11) 送信空中線の絶対利得を、次式により求める。

$$G_T = \text{等価等方輻射電力} - P_O$$

G_T : 試験機器の送信空中線絶対利得 (dBi)

P_O : 試験機器の空中線電力 (dBm)

5 試験結果の記載方法

送信空中線の絶対利得を dBi で記載するとともに、等価等方輻射電力を dBm で記載する。

6 その他の条件

- (1) 試験機器の空中線が円偏波の場合において、直線偏波の空中線で測定したときの測定値は、水平及び垂直成分の電力和とする。
- (2) 試験機器の空中線を標準信号発生器等に接続して測定する方法によることができる。
- (3) 試験機器の最大指向方向及び偏波面が特定できない場合は、水平及び垂直方向 (試験機器の回転台への取付けを90度回転させる方法も可能。) に回転させ各偏波における最大指向方向を探索する。
- (4) 測定が困難な場合は、提出された測定データをもって測定結果とすることができる。